

被扶養者資格確認調査 Q & A

【全般について】

Q1 なぜ被扶養者確認調査を行うのですか？

A1 健康保険組合は、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通知等により、「認定後も扶養状況の確認を行うこと」が必要となっているためです。届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにもつながる恐れがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q2 提出期限までに提出しない場合はどうなりますか？

A2 期日までに提出がない（添付書類の不備を含む）等で審査ができない場合は、「健康保険組合が定めた日」で被扶養者の資格を喪失する場合がございます。期限までに書類が揃わない場合は、システムの「調査票記入・修正」画面の「連絡欄」に提出予定日を記載し、揃っている書類を先に提出してください。

※根拠条文：健康保険法施行規則第 50 条 7 項

【システムについて】

Q3 ログインが出来ません。どうしたらよいでしょうか？

A3 初回ログイン時と 2 回目以降のログインで、URL が異なります。なお、昨年ご登録いただいた方も、昨年の ID とパスワードはリセットされていますので、再度初回ログイン画面からご登録いただくようお願いします。URL および各種入力内容は「[iBss 被扶養者資格調査システム操作マニュアル](#)」をご参照ください。

2 回目以降のログインの ID・パスワードはご自身で設定されたものになりますが、お忘れになられた場合は、ログイン画面の「パスワード（ユーザーID）を忘れた方はこちら」より、ご自身でリセットしてください。

Q4 アップロードの仕方がわかりません。また、入力後に書き換え等は出来るのでしょうか？

A4 パソコンへ取り込んだ資料、もしくはスマートフォンで撮影した資料をアップロード画面の「参照」より選択し、アップロードをしてください。間違ってアップロードした添付資料及び不備のあった添付資料は、再アップロードする前に削除をお願いします。

Q5 再度添付資料を提出するためには、どうしたらよいでしょうか？

A5 一度提出ボタンを押した後も、添付資料のアップロードや削除は可能です。必要に応じて、添付資料のアップロードや削除をお願いします。アップロードする資料が準備できていないときは、「未提出ですめる」を選択の上、提出予定日をご記入ください。後日アップロードはいつでも可能です。

Q6 登録した調査票の内容を修正したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A6 「提出」後の【調査票記入・修正画面】の内容を修正したい場合は、コールセンター（Tel：050-2030-4762/Mail：ungkenpo@ibss.jp）へ取下げ処理を依頼してください。

Q7 登録情報のセキュリティ対策は大丈夫ですか？

A7 今回利用する Web システムについては、不正なアクセスに対する監視や SSL 通信（インターネット上の情報を暗号化してデータ通信を行う）による情報セキュリティ対策が講じられています。

Q8 強制的にログアウトする時間設定はありますか？

A8 30 分で強制的にログアウトします。ログアウトとなった場合は、データは保存されませんのでご注意ください。

Q9 添付資料 1 つに対して、アップロードは一つでしょうか？

A9 資料一つに対して、複数アップロードできます。一度アップロードしても、更にアップロードは可能です。

Q10 アップロードできるファイルに制限はありますか？

A10 ファイル形式は、jpg、jpeg、png、bmp、gif、pdf 等をお願いします（exe ファイルは不可）。また、容量は 5MB 以内をお願いします。

【調査票について】

Q11 被扶養者になっている長男（中学生）が調査票に表示されません。どうしたらよいでしょうか？

A11 調査票には今年度調査対象の方（2024 年 4 月 1 日時点で 16 歳以上の被扶養者かつ令和 6 年 3 月 31 日以前の認定者）のみの表示となっておりますので、表示されているご家族のみのご対応で問題ございません。なお、8 月下旬のデータで調書を作成しております。

Q12 4 月に就職した子供が調査票に表示されていました。どうしたらよいでしょうか？

A12 扶養からは必ず必要があります。速やかに手続きをしてください。該当者調査票の「扶養削除予定」を選択し、連絡欄に「削除日・削除事由・異動届提出予定日」を記入してください。なお、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「被扶養者（異動）届」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q13 長男が 7 月に就職し、削除の被扶養者（異動）届を提出済なのに名前が調書に載っていました。どうしたらよいでしょうか？

A13 8 月中旬のデータで作成しております。すでに提出されている場合は、該当者調査票の「扶養削除申請済み」を選択

し、連絡欄に「削除日・削除事由」をご記入ください。

Q14 私は提出期限（9月27日）までに退職するのですが、調査票を提出する必要はありますか？

A14 調査票はご提出ください。

なお、添付書類の取扱い等については、次のとおりお願いします。

(1)退職後、任意継続をされる方

⇒調査票の連絡欄に「社員本人○月○日退職・任継」と追記し、必要な添付書類とともにご提出ください。

(2)退職後、任意継続をされない方

⇒調査票の連絡欄に「社員本人○月○日退職・任継申請なし」と追記いただくことで、添付書類は不要です。

Q15 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、調書の提出は必要ですか？

A15 被扶養者が調査票提出期限（9月27日）前に、就職等により被扶養者から削除する場合（事業所へ届出済の場合）は、添付書類等の必要はありません。該当者調査票の「扶養削除予定」を選択し、連絡欄に「削除日・削除事由・異動届提出予定日」を記入してください。なお、事業所（会社）への届出が未だの場合は、別途以下の対応が必要となります。USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q16 別居の被扶養者の海外住所を入力する際、国によって郵便番号の桁数が異なるため、入力出来ません。どうしたらよいでしょうか？

A16 住所入力欄には、〒999-9999 のダミーを入力し、住所欄には国名のみ入力してください。

【年間収入について】

Q17 被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらよいですか？

A17 被扶養者から削除していただくことになります。該当者調査票の「扶養削除予定」を選択し、連絡欄に「削除日・削除事由・異動届提出予定日」を記入してください。なお、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q18 収入に障害者年金・恩給・遺族年金も含まれますか？ また、受給している場合何を添付すればよいのでしょうか？

A18 収入には、全ての年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。添付書類は、各年金の直近の年金振込・改定通知書の写しです。（必ず氏名の部分も写してください。）

Q19 昨年度一時所得（遺産・不動産売却収入など）が入ったため所得（課税）証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？

A19 所得（課税）証明書を入手の上、調査票の「その他収入欄」に一時的に増加した額を、「連絡欄」に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなってしまった理由をご記入ください。以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、税情報照会等で、高額な金額が掲載された方は、その収入について別途ご確認させていただくこともあります。なお、当健保では一時所得（遺産や不動産売却収入など）は収入に含んでおりません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

Q20 妻が働いていて給与をうけています。金額は少ないですが、健康保険証が交付されているようです。扶養からはずす手続きが必要ですか？

A20 勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額に関わらず、扶養をはずす手続きが必要です。該当者調査票の「扶養削除予定」を選択し、連絡欄に「削除日・削除事由・異動届提出予定日」を記入してください。なお、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

【添付書類について】

*** 添付書類省略のため、今年度からはマイナンバー法に基づき、専用ネットワークシステムを用いて、税情報等の照会を行います。（照会が困難な方へは、別途書類の提出を求める場合がございます。）**

Q21 所得（課税・非課税）証明書・住民票はどこで取れますか？

A21 市区町村役所で取れます。

Q22 今年の4月に大阪から東京に引っ越しました。所得（課税・非課税）証明書を発行してもらう役所は、引越し前、引越し後どちらの役所になるのでしょうか？

A22 引越し前の大阪の役所になります。（本年1月1日時点で、住民票がある市区町村役所にて取得可能です。）

Q23 無職の子も何か証明が必要ですか？

A23 提出書類はございません。

Q24 学生の子の場合、非課税証明も必要ですか？

A24 収入の有無に関わらず、添付資料は必要ありません。ただし、平成 18 年 4 月 1 日以前生まれの方は、学生証（写）もしくは在学証明書の添付が必要です。

Q25 自営業をしています。添付書類は何を添付すればよいのでしょうか？

A25 直近年度の確定申告書の写しと収支内訳表の写しを添付してください。収入が低く確定申告をしていない場合は、調査票の連絡欄に『確定申告はしていない』と記入し、売上台帳および経費台帳など収支の分かる書類を添付してください。

Q26 現在収入がないので証明書について市役所に問い合わせたところ、昨年（昨年 1 月～12 月）に収入があった場合、非課税証明書がとれない可能性があると言われました。その場合、どのような書類を提出すればよいのでしょうか？

A26 「所得（課税）証明書」の提出をお願いいたします。調査票の連絡欄に「〇月〇日退職のため」、「遺産相続のため」など所得の理由を書いてください。以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、所得（課税・非課税）証明書を取り寄せたとき、高額な金額が掲載された方は、その収入について別途ご確認させていただくこともあります。

Q27 証明書発行にともなう手数料等はようになりますか？

A27 恐れ入りますが、手数料等はご自身でご負担願います。

Q28 長女が昨年の 10 月までパートをしていて、その後退職し、現在は収入がありません。証明書を取ると収入が載ってきませんが、よいのでしょうか？

A28 調査票の連絡欄に「令和〇年〇月〇日退職」とご記入ください。

Q29 被扶養者が年金を受給している場合は、調査票に金額を書くだけではダメなのでしょうか？ もしダメだとしたら何をすればいいのでしょうか？

A29 直近の年金（改定・振込）通知書の写しを提出してください。届いていない、見たことがないときは、お住まいの最寄りの年金事務所で年金通知書を再発行してもらってください。（障害年金や遺族年金も同様です。）

【送金証明について】

Q30 私は福岡に単身赴任しており、被扶養者である配偶者・子供・私の母は神奈川にいます。別居中となるため、子供と母の送金額証明書は必要でしょうか？ また、通帳の写しなども必要でしょうか？

A30 被保険者に扶養されている配偶者および子供と同居しているのであれば、被保険者と別居であっても、単身赴任のため、母も同居の延長と捉えます。よって、送金額証明書や通帳の写しは必要ありません。

Q31 大学に通うため別居中であった息子が昨年大学を卒業しました。現在はそのままその土地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要でしょうか？

A31 学生でない場合は送金額証明書の提出が必要です。また、送金額は送金下限基準額 50,000 円以上／月かつ息子さんの収入以上である必要があります。また、息子さんの収入を確認するための書類として、直近 3 カ月分の給与明細書の写しが必要となります。

Q32 別居中の母（68 歳）を扶養にしています。母は年金が月額 7 万円程度あります。送金は行っていますが、月に 3 万円～5 万円と足りなくなったら送金するという形です。それでもよいのでしょうか？

A32 年金受給額が月額 7 万円だったとすれば、毎月 3～5 万円の仕送り額では生活費の大半を援助しているとはいいい難い状況にあります。さらに生活に必要な送金額（送金下限基準額 50,000 円以上／月）が年金額を超えていなければ、経済的扶養とは認められないことになります。つきましては、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q33 別居中の母を扶養にしています。母は年金が月額 9 万円程度あります。食べる分は畑で収穫できるため送金する必要がありません。それでもよいのでしょうか？

A33 扶養を継続するのであれば、その生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない方は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいいい難く、経済的扶養関係が認められないことになります。つきましては、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q34 別居中の両親を扶養にしています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。別居となってから送金はありません。転勤でも送金が必要でしょうか？

A34 両親が被保険者の配偶者・子供と同居していない（両親だけがその地で暮らす）場合、送金が必要です。たとえ転勤であっても、扶養を継続するのであれば、両親の生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいいい難く、経済的扶養関係が認められないことになります。つきましては、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。

Q35 別居中の義母を扶養にしています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。このまま扶養を継続してもかまわないのでしょうか？

A35 義母が被保険者の配偶者・子供と同居していない（義母だけがその地で暮らす）場合、別居となった時点で認定の基準外です。つきましては、別途以下の対応が必要となります。

USEN&U-NEXT GROUP 社員の方：[オフィスステーション](#)より「身上変更申請」《扶養家族の変更》を行ってください。

USEN&U-NEXT GROUP 社員以外の方：「[被扶養者（異動）届](#)」《削除》が必要です。対象者の保険証と「[申立書](#)」もしくは新しく取得した保険証の写しを速やかに事業所（会社）へ届出てください。